

経済産業省

20140514 情局第1号

平成26年5月16日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成26年5月13日付け警察庁丙組組企発第28号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成26年5月13日付け外務省告示第159号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第9条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

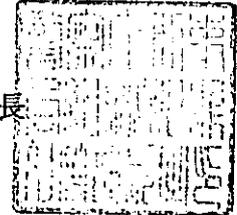
貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。



20140514青第1号
警察庁丙組組企発第28号
平成26年5月13日

経済産業省商務情報政策局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その47）

これまで、タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく疑わしい取引の届出、顧客等の取引時確認等の履行の徹底を特定事業者に対し要請してきたところであるが、今般、別添「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（平成26年5月13日付け外務省告示第159号）」により資産凍結措置等の対象となる個人及び団体が改正されたことから、宝石商に対し、本改正内容を周知していただくとともに、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づくこれらの義務の履行が徹底されるようよろしくお取り計らい願いたい。

7	別表の次のように改正する。また、76424及び64328及び61	の九と改す。められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表	九号(1)改正する。められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表	八号(1)改正する。められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表	つた決定に基づき、同理事會決議第一二八七号(1)及び第一三三	二、八、二、十、四、九、三、十、四、日、三月十日、及び四月三日	一、九、八、二、十、四、九、三、十、四、日、三月十日、及び四月三日	含む連省告示に關し、国際連合安全保障理事會決議第一二八七号(1)及び第一三三	〇、外務省告示第五十九号、第三百三十二号及び平成二十六年第六十二号	象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件	件名・国際連合安全保障理事會決議に基づく資産凍結等の措置の對
---	----------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------	--	-----------------------------------	------------------------------	--------------------------------

(別表)

一. 次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する団体】

331. グローバル・リリーフ・ファウンデーション (GRF)

GLOBAL RELIEF FOUNDATION (GRF)

旧称: 不明

所在地: (a) 9935 South 76th Avenue, Unit 1, Bridgeview, Illinois, 60455, United States of America (b) P.O. Box 1406, Bridgeview, Illinois, 60455, United States of America

国連制裁委員会による指定日: 2002年10月22日 (2004年11月26日、2005年12月20日、2006年7月25日、2009年3月24日、2010年3月11日、3月25日、2011年4月28日、2012年2月21日及び2014年2月14日に改訂)

その他の情報: (a) その他の所在地: Afghanistan, Bangladesh, Eritrea, Ethiopia, India, Iraq, West Bank and Gaza, Somalia, Syria (b) Federal Employer Identification Number (米国): 36-3804626 (c) 安全保障理事会決議1822 (2008年) に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

348. 削除

378. 削除

421. 削除

428. 削除

617. 削除

二. 次のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

642. マリク・ムハンマド・イシハク (別名: マリク・イシハク)

MALIK MUHAMMAD ISHAQ (a.k.a.: Malik Ishaq)

称号: 不明

役職: 不明

生年月日: 1959年頃

出生地: Rahim Yar Khan, Punjab Province, Pakistan

国籍: パキスタン

旅券番号:不明

ID番号:不明

住所:パキスタン

国連制裁委員会による指定日:2014年3月14日

その他の情報:ラシュカレ・ジャングヴィ(LJ)(340. に指定した団体)の創立者の一人であり、現在の指導者。身体的情報:がっしりとした体格、目の色及び髪の色は黒。肌の色は茶。濃い黒い髭がある。写真はインターポール(国際警察刑事機構)・国連安全保障理事会特別手配者に含まれているものを利用可能。

【タリバーンと関係を有する個人】

643. カリ・サイフッラー・トヒ(別名:(a)カリ・サイフッラー(b)カリ・サイフッラー・アル・トヒ(c)サイフッラー・トヒ(d)カリ・サハブ)

QARI SAIFULLAH TOKHI (a.k.a.: (a)Qari Saifullah (b)Qari Saifullah Al Tokhi (c) Saifullah Tokhi (d)Qari Sahab)

称号:Qari(カリ)

役職:不明

生年月日:1964年頃

出生地:Daraz Jaldak, Qalat District, Zabul Province, Afghanistan

国籍:アフガニスタン

旅券番号:不明

ID番号:不明

住所:アフガニスタン・パキスタンの国境地域

国連制裁委員会による指定日:2014年3月19日

その他の情報:アフガニスタンのザブール州(Zabul Province)のタリバーンの影の副知事及び作戦上の司令官であり、簡易爆発装置の敷設及び自爆攻撃の準備の責任者。身体的情報:身長:180センチメートル、体重:約90キログラム、体格:がっしりとした体格、目の色:茶、髪の色:赤、肌の色:茶。識別される身体的特徴:大きな丸い顔、口ひげとあごひげがある、左足下部のプラスチックの義足のために足を引きずって歩く。民族的背景:パシュトゥン人、Tokhi(Torchi)部族及び Barkozai 亜族に属する。既婚。父親の名前はアガ・モハンマド。兄弟の名前はフムドゥッラー。